



県章

群馬県報

平成20年
3月31日(月)
号外(第11号)

目次

ページ

規則

○群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部改正(建築住宅課)

2

■規則

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十七号

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営住宅管理条例施行規則(昭和三十五年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十九条の規定に基づき、条例」を削り、「ついで」を「関し」に改める。

第二条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に、「より入居しようとする者は」を「より県営住宅の入居の申込み(以下「入居の申込み」という。)をしようとする者(条例第四条各号に掲げるいずれかの理由により公募によらない入居の申込みをしようとする者を除く。)」は、知事が別に定める期間内に」に改め、「」の下に「知事に」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 条例第四条第一号から第六号までに掲げるいずれかの理由により公募によらない入居の申込みをしようとする者は、前項の県営住宅入居申込書に次に掲げる書類(条例第六条第一項の規定により条例第五条第一項第一号、第二号及び第七号に掲げる条件を具備するものとみなされる者にあつては、その者であることを証する書類を含む。)を添付して知事に提出しなければならない。

一 入居の申込みをしようとする者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族の住民票の写し

二 所得証明書その他収入の額を証する書類

三 現に住宅に困窮している事実を証する書類

四 条例第四条第一号から第六号までに掲げる理由のいずれかに該当する者であることを証する書類

五 その他知事が必要と認める書類

第二条に次の一項を加える。

3 条例第四条第七号に掲げる理由により公募によらない入居の申込みをしようとする者にあつては県営住宅住み替え入居申込書(別記様式第二号)に、同条第八号に掲げる理由により公募によらない入居の申込みをしようとする者にあつては県営住宅入居替え申込書(別記様式第三号)に、それぞれ知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

第三条から第十一条までを次のように改める。

(入居申込受付票の交付)

第三条 知事は、入居の申込みを受けたときは、当該入居の申込みをした者に対し、県営住宅入居申込受付票(別記様式第四号)を交付するものとする。

(現に住宅に困窮していることが明らかな者)

第四条 条例第五条第一項第三号の現に住宅に困窮していることが明らかな者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

三 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

四 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)

五 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

六 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかであると知事が認めた者

(不正な使用)

第五条 条例第五条第一項第六号の規則で定める不正な使用は、次の各号に掲げる行為で、当該各号に定める期間(当該行為をその事由とする県営住宅の明渡しをした日(知事が条例第四十七条の規定による明渡しの請求を行った場合にあつては、当該明渡しの請求に係る県営住宅の入居承認の取消しの日)の翌日から起算した期間をいう。)を経過していないものとする。

一 条例第三十一条の規定に違反する行為 三年

二 条例第三十二条の規定に違反する行為 二年

三 条例第三十三条の規定に違反する行為 一年

四 条例第四十七条第一項第一号又は第三号から第十一号までの規定に該当する行為 一年

(選定結果等の通知)

第六条 知事は、第二条第一項の規定により入居の申込みをした者のうちから条例第八条に規定する入居予定者(以下「入居予定者」という。)の選定をしたときは、当該入居の申込みをした者にその結果を県営住宅抽選結果通知書(別記様式第五号)により通知するものとする。

(入居資格審査書類の提出)

第七条 前条の通知を受けた入居予定者は、知事が別に定める期日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族の住民票の写し

二 所得証明書その他収入の額を証する書類

三 現に住宅に困窮している事実を証する書類

四 道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)を滞納していないことを証する書類

五 その他知事が必要と認める書類

2 入居予定者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の書類のほか、それぞれ当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。ただし、提出しなければならない書類が同項各号に掲げるいずれかの書類と同一であるときは、この限りでない。

- 一 条例第十条第一号に該当する者 その者であることを証する書類
- 二 条例第十条第二号イに該当する者 身体障害者手帳の写し
- 三 条例第十条第二号ロに該当する者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳の写し又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類
- 四 条例第十条第二号ハに該当する者 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳の写し又は知的障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類
- 五 条例第十条第二号ニに該当する者 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第四条の規定により交付された戦傷病者手帳の写し
- 六 条例第十条第三号に該当する者 現に同居し、又は同居しようとする親族に係る第二号から前号までのいずれかに定める書類
(特に住宅に困窮している者として規則で定める者)
- 第八条 条例第十条第七号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
 - 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項の被保護者で同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関の推薦を受けたもの
 - 二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第二条第二項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けて所持している者
 - 三 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
 - 四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - 五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 配偶者暴力防止等法第三条第三号第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
 - ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの
- 六 犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第二条第二項に規定する犯罪被害者等でイ又はロのいずれかに該当し、かつ、当該犯罪被害者を被つた日から起算して五年を経過していないもの
- イ 犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となつたと認められる者
- ロ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことによつて、当該住宅に居住し続けることが困難となつたと認められる者
- 七 入居の申込みの日前において、その直前の入居の申込みを含め連続して五回以上入居の申込みをし、入居することができない者(自己の責めに帰すべき理由により入居できない者を除く。)

- (連帯保証人の資格等)
- 第九条 条例第十二条第一項第一号の規則で定める条件は、次に掲げる条件とする。
- 一 独立の生計を営み、かつ、入居予定者と同程度の収入を有すること。
 - 二 県内に居住していること。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める者であること。
- 2 条例第十二条第一項第一号の規則で定める額は、三万二千円とする。
- (契約書に添付する書類)
- 第十条 条例第十二条第一項第一号の規則で定める書類は、入居予定者の印鑑証明書並びに同号に規定する連帯保証人(第二十二条において「連帯保証人」という。)の印鑑証明書及び源泉徴収票、所得証明書その他の収入の額を証する書類とする。
- (身元引受人の責務等)
- 第十一条 条例第十二条第三号の身元引受人(以下この条及び第二十二条において「身元引受人」という。)は、入居者が身体上若しくは精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、当該県営住宅においてこれを受けることができず、若しくは受けることが困難な状態になつたと知事が認めるとき又は緊急事態等の発生により知事から身元引受けの依頼があつたときは、当該入居者の身元を引き受けるものとする。
- 2 前項の場合において、身元引受人は、入居者に代わつて、県営住宅の退去手続を行うことができる。
- 3 条例第十二条第三号の誓約書は、別記様式第六号によらなければならない。
- 4 前項の誓約書には、身元引受人の印鑑証明書、住民票の写し等を添付しなければならない。
- 第三十一条中「第五十八条第一項」を「第六十六条第一項」に、「第二条第二項、第四条、第五条、第七条第一項、第八条、第九条、第十条第一項及び第三項、第十五条、第十六条、第十七条第二項、第十九条、第二十一条並びに第二十三条第一項」を「第二条第一項から第三項まで、第三条、第六条、第七条第一項及び第二項、第九条第一項第三号、第十一条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十一条第一項から第四項まで、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第三号、第二十八条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第四十二条、第四十三条第二項並びに第四十九条第一項」に、「に読み替える」を「と読み替える」に改め、同条を第五十七条とし、第三十条を第五十六条とし、第二十九条を第五十五条とする。
- 第二十八条中「(別記様式第二十八号)」を「(別記様式第五十六号)」に改め、同条を第五十四条とし、第二十七条を第五十三条とし、第二十六条を第五十二条とする。
- 第二十五条中「第五十七条第三項」を「第六十五条第三項」に、「(別記様式第二十七号)」を「(別記様式第五十五号)」に改め、同条を第五十一条とし、第二十四条を第五十条とし、第二十三条を第四十九条とする。
- 第二十二条を削る。
- 第二十一条中「第三十八条第五項」を「第四十七条第一項第十四号」に、「(別記様式第二十五号)」を「(別記様式第五十四号)」に改め、同条を第四十八条とする。

第二十条の二中「第三十八条第一項第一号から第六号まで」を「第四十七条第一項第一号から第十三号まで」に、「(別記様式第二十四号の二)」を「(別記様式第五十三号)」に改め、同条を第四十七条とする。

第二十条中「第三十三条」を「第四十三条第一項」に、「(別記様式第二十四号)」を「(別記様式第五十号)」に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(県営住宅処分による明渡請求)

第四十五条 知事は、条例第四十五条第一項の規定により県営住宅の除却に伴う明渡しを請求するときは、県営住宅処分に伴う県営住宅明渡請求書(別記様式第五十一号)によるものとする。

(住宅に困窮しない者に対する認定と明渡請求)

第四十六条 知事は、条例第四十六条第二項の規定により住宅に困窮しない者に対する明渡しを請求するときは、住宅に困窮しない入居者に対する県営住宅明渡請求書(別記様式第五十二号)によるものとする。

第十九条中「第二十九条第一項」を「第三十八条第一項」に、「(別記様式第二十三号)」を「(別記様式第四十七号)」に改め、同条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(明渡期限の延長の申出)

第四十三条 条例第三十八条第四項の申出は、県営住宅明渡期限延長申出書(別記様式第四十八号)によらなければならない。

2 知事は、前項の申出を受けたときは、当該申出をした者に対し、条例第三十八条第四項の規定により明渡しの期限を延長し、又は延長しない旨を通知するものとする。

3 前項の延長する旨の通知は、住宅明渡期限延長通知書(別記様式第四十九号)により行うものとする。

第十五条から第十八条までを削る。

第十四条中「第十八条第三項」を「第二十五条第三項」に、「(別記様式第十六号)」を「(別記様式第三十八号)」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の七条を加える。

(長期不使用の届出等)

第三十五条 入居者は、条例第三十条の規定による届出をしようとするときは、当該県営住宅を使用しなくなる日の七日前までに県営住宅不使用届(別記様式第三十九号)を知事に提出しなければならない。

2 当該県営住宅を引き続き使用しない期間は、前項の使用しなくなる日から起算して一年以内とする。

(異動届)

第三十六条 入居者は、氏名、勤務先若しくは勤務場所を変更したとき又は出生、死亡、婚姻、転出等により同居する親族に異動があったときは、その日から十五日以内に収入再認定請求書兼異動届(別記様式第三十三号)を知事に提出しなければならない。

(併用の承認)

第三十七条 入居者は、条例第三十二条ただし書の承認を受けようとするときは、県

営住宅併用承認申請書(別記様式第四十号)に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 条例第三十二条ただし書の承認は、その申請をした者に対し、県営住宅併用承認書(別記様式第四十一号)を交付して行うものとする。

(模様替え等の承認)

第三十八条 入居者は、条例第三十三条ただし書の承認を受けようとするときは、県営住宅模様替え等承認申請書(別記様式第四十二号)に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 条例第三十三条ただし書の承認は、その申請をした者に対し、県営住宅模様替え等承認書(別記様式第四十三号)を交付して行うものとする。

(住宅の明渡しの届出)

第三十九条 条例第三十四条第一項の規定による届出は、県営住宅返還届(別記様式第四十四号)によらなければならない。

(収入超過者認定の通知)

第四十条 条例第三十五条第一項の規定による通知及び同項の規定により認定をされた者に対する条例第二十条第一項の規定による通知は、収入超過者認定等通知書兼家賃決定通知書(別記様式第四十五号)により行うものとする。

(高額所得者認定の通知)

第四十一条 条例第三十五条第二項の規定による通知及び同項の規定により認定をされた者に対する条例第二十条第一項の規定による通知は、高額所得者認定通知書兼家賃決定通知書(別記様式第四十六号)により行うものとする。

第十三条を削る。

第十二条第一項中「第十六条に規定する家賃(条例第二十八条第一項及び第三十条第一項に規定する家賃を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を「第二十一条(条例第三十七条第三項及び第三十九条第三項において準用する場合を含む。)」に規定する家賃」に、「第十八条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同項第一号中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削り、同条第六項中「第二項又は第三項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第二十一条の規定による徴収の猶予は、前項の規定によるもののほか、家賃の支払能力が六月以内に回復すると認められる者に対して行うものとする。

第十二条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(家賃の納付期限等)

第三十三条 条例第二十四条第三項に規定する毎月末日が群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第十六号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、その直後の休日でない日まで家賃を納付するものとする。

2 条例第二十四条第四項に規定する日割り計算によつて算出して得た額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第十一条の次に次の二十条を加える。

(入居承認通知)

第十二条 条例第十二条第三項の規定による入居承認した旨の通知は、県営住宅入居

承認書(別記様式第七号。借上げに係る県営住宅の入居を承認したときにあつては県営住宅入居承認書(借上げ)(別記様式第八号)、条例第十三条第一項の規定により有効期間を付して条例第十二条第三項の承認(以下「期限付入居承認」という。)をしたときにあつては県営住宅入居承認書(期限付)(別記様式第九号)により行うものとする。

(入居可能日の通知)

第十三条 条例第十二条第三項の規定による入居可能日の通知は、県営住宅入居可能日通知書(別記様式第十号。期限付入居承認をしたときにあつては、県営住宅入居可能日通知書(期限付)(別記様式第十一号))により行うものとする。

(入居完了届)

第十四条 前条の通知を受けて県営住宅への入居を完了した入居者は、当該入居を完了した日から七日以内に県営住宅入居完了届(別記様式第十二号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の県営住宅入居完了届には、入居者及び同居者の住民票の写しを添付しなければならない。

(期限付入居承認の有効期間)

第十五条 条例第十三条第一項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間(以下「有効期間」という。)とする。

- 一 条例第十三条第一項第一号に掲げる場合 条例第十二条第三項の規定により通知する入居可能日から十年以内
- 二 条例第十三条第一項第二号に掲げる場合 条例第十二条第三項の規定により通知する入居可能日から二年以内

(期限付入居承認の資格)

第十六条 条例第十三条第一項第一号に規定する規則で定めるものは、十三歳未満の者と現に同居し、その者を扶養している者とする。

(期限付入居承認に関する説明)

第十七条 知事は、期限付入居承認をしようとするときは、当該承認に係る入居予定者に対し、あらかじめ県営住宅の期限付入居承認に関する説明書(別記様式第十三号)を交付するものとする。

2 前項の規定による交付を受けた入居予定者は、速やかに県営住宅の期限付入居承認に関する承認書(別記様式第十四号)を知事に提出しなければならない。

(有効期間の満了通知)

第十八条 知事は、有効期間が満了する日の一年前から六月前までの間に、当該入居者に対し、県営住宅有効期間満了通知書(別記様式第十五号)により、有効期間の満了により当該期限付入居承認の効力が失われる旨の通知を行うものとする。

(有効期間の延長に係るやむを得ない事情)

第十九条 条例第十三条第三項の規則で定めるものは、条例第五条第一項第二号に規定する条件を具備する者が条例第四十七条第一項各号のいずれにも該当しない場合であつて、有効期間が満了する日の属する年度の三月末日において満十八歳に達しない者と同居し、その者を扶養していることとする。

(有効期間の延長期間)

第二十条 条例第十三条第三項の規則で定める期間は、期限付入居承認を受けた者

(以下「期限付入居者」という。)が現に受けている期限付入居承認の有効期間が満了する日の翌日から当該期限付入居者が同居して扶養しているすべての者が満十八歳に達する日以後の最初の三月末日までとする。

(有効期間の延長手続)

第二十一条 期限付入居者は、条例第十三条第三項の規定により有効期間の延長を受けようとするときは、有効期間が満了する日の三十日前までに県営住宅有効期間延長申請書(別記様式第十六号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 期限付入居者及びその者と現に同居している者の住民票の写し

二 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、条例第十三条第三項の規定による有効期間の延長をしようとするときは、当該有効期間の延長を受けようとする者に対し、あらかじめ県営住宅の有効期間の延長に関する説明書(別記様式第十七号)を交付するものとする。

3 前項の規定による交付を受けた者は、速やかに県営住宅の有効期間の延長に関する承認書(別記様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定により県営住宅の有効期間の延長に関する承認書が提出されたときは、条例第十三条第三項の規定により有効期間を延長し、当該提出を行った者に対し、県営住宅有効期間延長通知書(別記様式第十九号)を交付するものとする。

(連帯保証人及び身元引受人の変更手続等)

第二十二条 入居者は、条例第十四条第一項の規定により連帯保証人の変更の承認を受けようとするときは、県営住宅連帯保証人変更承認申請書(別記様式第二十号)に新たに定めた連帯保証人と連署した契約書を添付して知事に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第十四条第一項の規定により身元引受人の変更の承認を受けようとするときは、県営住宅身元引受人変更承認申請書(別記様式第二十一号)に新たに定めた身元引受人と連署した誓約書を添付して知事に提出しなければならない。

3 入居者は、連帯保証人又は身元引受人の住所又は氏名に変更があつたときは、速やかに県営住宅連帯保証人・身元引受人異動届(別記様式第二十二号)を知事に提出しなければならない。

4 条例第十四条第一項の規定による承認は、県営住宅連帯保証人・身元引受人変更承認書(別記様式第二十三号)を交付して行うものとする。

(同居の承認手続)

第二十三条 入居者は、条例第十五条の規定により同居の承認を受けようとするときは、県営住宅同居承認申請書(別記様式第二十四号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 入居者と同居させようとする者との関係を証する書類

二 同居させようとする者の所得証明書その他収入の額を証する書類

三 その他知事が必要と認める書類

2 条例第十五条第二項の規定による承認は、県営住宅同居承認書(別記様式第二十五号)を交付して行うものとする。

(同居者の資格)

第二十四条 条例第十五条第二項第二号ハに規定する規則で定める者は、入居者又は同居者の介護その他特別な事情により入居者と同居する必要があると知事が認める者とする。

(入居者の地位の承継手続)

第二十五条 条例第十六条第一項の規定により入居者の地位の承継の承認を受けようとする者は、当該入居者が死亡し、又は退去した日の翌日から起算して三十日以内に、県営住宅入居者地位承継承認申請書(別記様式第二十六号。期限付入居者にあつては、県営住宅入居者地位承継承認申請書(期限付)(別記様式第二十七号))に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 入居者の死亡又は退去の事実を証する書類

二 その他知事が必要と認める書類

2 条例第十六条第二項の規定による承認は、県営住宅入居者地位承継承認書(別記様式第二十八号。期限付入居者の地位の承継の承認にあつては、県営住宅期限付入居者地位承継承認書(別記様式第二十九号))を交付して行うものとする。

(入居者の地位の承継の資格)

第二十六条 条例第十六条第二項第一号ロ(3)の規則で定める者は、病気にかかっている者その他特別な事情があると知事が認めた者とする。

(入居者の地位の承継に係る提出書類)

第二十七条 条例第十六条第二項第二号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次条第一項の規定により申請する者と入居者との関係を証する書類

二 次条第一項の規定により申請する者及び同居者の所得証明書その他収入の額を証する書類

三 その他知事が必要と認める書類

(住宅の変更手続)

第二十八条 入居者は、条例第十七条の規定により県営住宅の変更の許可を受けようとするときは、住宅変更許可申請書(別記様式第三十号)を知事に提出しなければならない。

(収入の申告等)

第二十九条 条例第十九条の規定による申告は、当該申告をする日の属する年の前年の一月一日から十二月三十一日までの収入に関し、収入に関する申告書(別記様式第三十一号)に所得証明書その他の収入を証する書類を添付して知事に提出するものとする。

(収入額認定等通知)

第三十条 条例第二十条第一項の規定による通知(条例第三十五条第一項又は第二項の規定により認定をされた者に対する通知を除く。)は、収入額認定通知兼家賃決定通知書(別記様式第三十二号)により行うものとする。

2 入居者は、条例第二十条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による意見の申出及び同条第五項の規定による認定の請求をしようとするときは、収入再認定請求書兼異動届(別記様式第三十三号)に知事が指示する書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、条例第二十条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規

定により申出があつた意見についてその理由がないと認めるとき、同条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により収入の額を改定したとき、同条第四項の規定による認定をしたとき又は同条第五項の規定による認定の請求についてその理由がないと認めるときは、収入額認定通知兼家賃通知書(再認定)(別記様式第三十四号)により、当該入居者に通知するものとする。

4 条例第二十条第四項又は第五項の規定により認定した収入の額(同条第六項の規定により準用する同条第三項の規定により改定した額を含む。以下この項において同じ。)に基づく家賃は、同条第四項の規定による収入の額に係るものにあつては条例第十五条第二項の規定による同居の承認の日の属する月の翌月又は条例第十六条第五項の規定による収入の地位の承継の承認の日の属する月から、条例第二十条から、それぞれ徴収するものとする。

5 条例第二十条第五項の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 入居者又は同居者が、退職し、廃業し、転職し、転業し、休職し、又は休業したとき。

二 入居者又は同居者が、死亡し、又は転出したとき。

三 入居者又は同居者が、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第二十号に規定する障害者又は同項第二十九号に規定する特別障害者に該当することとなったとき。

四 出生により同居者が増加したとき。

五 入居者又は同居者が入居者及び同居者以外の扶養親族を有することとなり、その人数が増加したとき。

(家賃又は敷金の減免等の手続)

第三十一条 入居者は、条例第二十一条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は第二十五条第二項の規定による敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとするときは、県営住宅家賃・敷金減免・徴収猶予申請書(別記様式第三十五号)に当該申請の理由を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

別記様式第一号から別記様式第十号までを次のように改める。

別記様式第1号（規格A4）（第2条関係）

年 月 公募		県営住宅入居申込書		年 月 日		受付番号	
群馬県知事（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長） あて							
私は、県営住宅に入居したいので、群馬県県営住宅管理条例第7条に基づき次のとおり申し込みます。 なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、入居予定者の選定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。また、入居承認の上は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。 暴力団員であるか否かの確認のため、群馬県警察本部に照会がなされることに同意します。							
						申込者 印	
申込者現住所 〒		自宅電話番号		携帯電話番号			
都・道 府・県		市 郡		区 町・村			
勤務先所在地 勤務先名称				勤務先電話			
外国の方		通称名		在留資格		在留期間 年	
現はす	続柄	氏名（フリガナ）	性別	年号	生年月日	年齢	職業（学年）
に同居	本人						
同居親							
居し族							
しよ							
う							
又と							
入居を希望する	団地名	住宅コード	希望階	車いすを使用している方の氏名		駐車場希望	
県営住宅						有・無	
優遇資格のある方（該当者は、数字を○で囲んでください。）							
1 高齢者世帯		2 障害者・戦傷病者		3 母子・父子			
4 多子世帯		5 小学生の子		6 生活保護			
7 原爆被爆者		8 永住帰国者（引揚者）		9 ハンセン病療養			
10 DV被害者		11 犯罪被害者		12 落選優遇			

住宅に困っている状況（該当するすべての事項を記入してください。）

現在住んでいる住宅		1 県営住宅 2 公社・特貸住宅 3 市町村営住宅 4 民間の賃貸住宅 5 社宅・寮 6 両親と同居 7 その他	
住宅に困っている状況	1 部屋がせまい。	畳数	畳（洋間も含む。）÷使用人数 名＝1人平均 畳
	2 家賃が高い。	月額	円÷畳数 畳（洋間も含む。）＝1畳当たり 円
	3 通勤時間に片道2時間以上かかる。 （通勤先までの経路）	片道通常 時間 分 経路 （乗換え時間は、10分とする。）	
	4 結婚後の住居がない。	婚姻届の予定年月	年 月
	5 非住宅建物	建物の概要	
	6 他の世帯と同居（親子等は除く。）	台所 ・ 便所 ・ 浴室 （共同 世帯）	
	7 正当な立退き要求を受けている。	理由	
	8 その他の理由		

別記様式第2号(規格A4)(第2条関係)

県営住宅住み替え入居申込書

年 月 日

群馬県知事 あて
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

群馬県県営住宅管理条例第4条第7号に掲げる理由により、県営住宅の住み替え入居をしたいので、関係書類を添付して次のとおり申込みます。

申 込 者	フリガナ					男
	氏 名	印				女
	現在入居 している 県営住宅	所 在 地				
		名 称	県営住宅 棟 号			
		電話番号				
	勤 務 先	所 在 地				
名 称						
電話番号						
現 に 同 居 し て い る 者	続柄	氏 名	生年月日	職 業	年間収入額(円)	
	本人					
住み替え入居を 希望する県営住宅	名 称			希望する間取り、階数等		
	県営住宅					
住み替え入居を 希望する理由 (該当する理由 の数字を○で囲 むこと。)	1 同居者の人数に増減があったため 2 入居者又は同居者が、加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったため (該当者氏名) 3 入居者に係る世帯の状況と県営住宅の状況が不相応のため					

添付書類 世帯全員の住民票の写し(続柄を省略していないもの)、契約書、入居者及び連帯保証人の印鑑証明書、入居者、同居者及び連帯保証人の所得証明書並びに入居者及び同居者の身体障害者手帳等の写し

別記様式第3号（規格A4）（第2条関係）

県営住宅入居替え申込書

年 月 日

群馬県知事 あて
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

群馬県県営住宅管理条例第4条第8号に掲げる理由により、県営住宅の入居替えをしたいので、関係書類を添付して次のとおり申込みます。

申 込 者	フリガナ					男
	氏 名					女
	現在入居 している 県営住宅	所 在 地				
		名 称	県営住宅 棟 号			
		電話番号				
	勤 務 先	所 在 地				
名 称						
電話番号						
現 に 同 居 し て い る 者	続柄	氏 名	生年月日	職 業	年間収入額（円）	
	本人					
入居を希望する 県営住宅	名 称			現在の入居者名		
	県営住宅 棟 号					
入居替え希望 年月日	年 月 日					
入居替えを希望 する理由						

備考 申込書は、入居替えをする相手方と一緒に提出してください。

添付書類 世帯全員の住民票の写し（続柄を省略していないもの）、契約書、入居者及び連帯保証人の印鑑証明書、入居者、同居者及び連帯保証人の所得証明書並びに入居者及び同居者の身体障害者手帳等の写し

別記様式第4号（規格はがき二つ折）（第3条関係）

県営住宅入居申込受付票

年 月 日

様

群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

あなたが、年 月 日付けで行った
県営住宅への入居の申込みについては、次の内
容で受付をいたしましたので通知します。

(受付内容)

申込住宅	
受付番号	
抽選番号	
申込者数 募集戸数	

抽選についてのお知らせ

(抽選の日時等)

抽選日	
開始時間	
会場	
会場のご案内	

備考

- 1 抽選は、申込者個人に番号を引いていただくようなものではありません。
 - 2 抽選会を欠席される場合でも結果に影響はありません。
- (抽選の方法)
県営住宅入居者募集案内の「選考方法」をご覧ください。
- (抽選結果の発表)
抽選日当日は、抽選結果（当選・補欠当選・落選）についてのみ発表します。
- (抽選結果の通知)
抽選の結果及び当選者の書類審査の日時については、「抽選結果通知書」によってお知らせします。

別記様式第5号（規格A4）（第6条関係）

県営住宅抽選結果通知書

年 月 日

様

群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

あなたが、 年 月に行った県営住宅への入居の申込みについて、抽選を行った結果は、次のとおりです。

また、当選された方は、下記「当選者の皆さんへ」を参照して資格審査を受けてください。

なお、資格審査を受けなかった場合、辞退扱いとなりますので、必ず指定日時に審査を受けてください。

抽選結果	
資格審査指定日	
受付場所	
受付時間	
備考	

* 補欠の方は、当選された方に辞退が出た場合のみ繰上げ当選となります。

繰上げ当選された場合は、後日通知いたします。

繰上げ当選されなかった場合には、通知いたしませんのでご承知ください。

申込住宅	
受付番号	
当選番号	

当選者の皆様へ

抽選の結果、当選された方は、入居資格の審査を受けていただくことになります。

入居資格の審査は、皆様から提出された書類によって行います。不足書類があると審査が行えません。また、審査に必要な書類は、申込者の皆様によってそれぞれ異なります。従いまして、審査書類は、県営住宅入居者募集案内の「資格審査」の欄をご確認の上、必要書類をそろえてお送りください。

なお、次のような場合は、失格又は辞退扱いとなります。

◎県営住宅へ入居できる資格を満たしていないとき。

◎申込みされた住宅への入居資格がないとき。

◎申込内容が虚偽であることが明らかになったとき。

◎同一世帯で2通以上の申込みをしたとき。

◎申込書に記載されている同居者と実際の同居者が異なるとき。

◎期限までに資格審査を受けなかったとき。

◎指示された書類を指示された期日までに群馬県住宅供給公社理事長に提出しなかったとき。

別記様式第6号(規格A4)(第11条関係)

誓約書

群馬県知事(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)あて

県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅	棟	号
入居者名			
生年月日	年	月	日生

私は、群馬県県営住宅管理条例第12条第1項第3号の規定により、誓約書を提出します。

私が、県営住宅入居中に、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護が必要となり、かつ、当該県営住宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難となったときは、下記の身元引受人が、身元を引受け、県営住宅の明渡しの手続を行うことに異存ないことを誓約します。

年 月 日

入居者
氏 名

印

誓約書

群馬県知事(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)あて

私は、上記の県営住宅入居者が、身体上若しくは精神上著しい障害があるために常時の介護が必要となり、かつ、当該県営住宅において常時の介護を受けることができず、若しくは受けることが困難となったとき又は緊急事態等により知事から身元引受けの依頼を受けたときは、速やかに身元を引受け、県営住宅の明渡しの手続を行うことを誓約します。

年 月 日

身元引受人	住 所	
	フリガナ 氏 名	実印
	生年月日	年 月 日生
自宅電話番号 携帯電話番号		
入居者との続柄		

添付書類 身元引受人の印鑑証明書(発行後3月以内のもの。連帯保証人と同一人の場合は、添付の必要はありません。)及び身元引受人の住民票の写し又は運転免許証の写し

別記様式第7号(規格A4)(第12条関係)

県営住宅入居承認書

住所
氏名

様

第 号
年 月 日群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

あなたが、 年 月 日付けで申込みした県営住宅への入居については、群馬県県営住宅管理条例第12条第3項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 所在地

2 県営住宅の名称及び住宅番号

県営住宅

棟

号

3 家賃月額

円

(県営住宅の家賃は、群馬県県営住宅管理条例第18条第1項の規定により、毎年度、あなた(同居者を含む。)の収入及び県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ定めます。)

4 敷金(家賃の3か月分)

円

5 同居することができる者

続 柄	氏 名	生年月日

備考

- この入居承認について不服があるときは、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この入居承認については、この承認書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県知事に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第8号(規格A4)(第12条関係)

県営住宅入居承認書(借上げ)

第 号
年 月 日住所
氏名 様群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

あなたが、 年 月 日付けで申込みした県営住宅への入居については、群馬県県営住宅管理条例第12条第3項の規定により、下記のとおり承認します。ただし、住宅の借上げ期間が満了する日までに県営住宅を明け渡していただきます。

記

1 所在地

2 県営住宅の名称及び住宅番号 県営住宅 棟 号

3 家賃月額 円

(県営住宅の家賃は、群馬県県営住宅管理条例第18条第1項の規定により、毎年度、あなた(同居者を含む。)の収入及び県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ定めます。)

4 敷金(家賃の3か月分) 円

5 同居することができる者

続 柄	氏 名	生年月日

備考

- この入居承認について不服があるときは、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この入居承認については、この承認書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県知事に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第9号(規格A4)(第12条関係)

県営住宅入居承認書(期限付)

第 号
年 月 日住所
氏名 様群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

あなたが、 年 月 日付けで申込みした県営住宅への入居については、群馬県県営住宅管理条例第12条第3項の規定により、下記のとおり承認します。ただし、入居承認の有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡していただきます。

記

1 所在地

2 県営住宅の名称及び住宅番号 県営住宅 棟 号

3 家賃月額 円
(県営住宅の家賃は、群馬県県営住宅管理条例第18条第1項の規定により、毎年度、あなた(同居者を含む。)の収入及び県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ定めます。)

4 敷金(家賃の3か月分) 円

5 入居承認の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 同居することができる者

続 柄	氏 名	生年月日

備考

- この入居承認について不服があるときは、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この入居承認については、この承認書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県知事に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第10号（規格A4）（第13条関係）

県営住宅入居可能日通知書

第 号
年 月 日住所
氏名

様

群馬県知事 印
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）群馬県県営住宅管理条例第12条第3項の規定により、下記のとおり県営住宅の入居可能日を通知します。
記

所在地	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居可能日	年 月 日

備考 入居可能日から15日以内に入居を開始してください。

め、同様式を別記様式第三十八号とし、同様式の次に次の十四様式を加える

年月	金額	年月	金額

別記様式第39号(規格A4)(第35条関係)

県営住宅不使用届

年 月 日

群馬県知事

あて

(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	
自宅電話番号	
携帯電話番号	

県営住宅を一時使用しないので、群馬県県営住宅管理条例第30条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 一時不使用の理由

--

2 不使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 不使用期間中の連絡先

住所	
電話番号	

備考

- 1 管理人及び近隣の入居者に不在の連絡をし、不使用中の住宅に事故がないように十分注意をしてください。
- 2 不使用期間は、原則として3月以内です。

添付書類 不使用理由を証明する書類

別記様式第40号（規格A4）（第37条関係）

県営住宅併用承認申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	
自宅電話番号	
携帯電話番号	

下記のとおり県営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することについて承認を受けたいので、群馬県県営住宅管理条例施行規則第38条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

なお、承認の上は、群馬県県営住宅管理条例及び群馬県県営住宅管理条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守り、近隣入居者に迷惑を及ぼす行為のないよう誓約します。

記

1 用途

--

2 併用の期間

--

3 併用の理由

--

添付書類 併用の理由を証明する書類（はり師、きゅう師又はマッサージ師免許証の写し等）

別記様式第41号（規格A4）（第37条関係）

県営住宅併用承認書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

群馬県知事 印
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

あなたが、 年 月 日付けで申請した県営住宅の併用については、下記のとおり承認します。
記

1 用途

2 併用の期間

3 条件

- （1）承認した用途のみに使用すること。
- （2）群馬県が当該県営住宅の併用承認を取り消した場合は、直ちに用途の変更をやめること。
- （3）（2）の措置の結果生じた損害については、群馬県は、その責任を負わない。

別記様式第42号（規格A4）（第38条関係）

県営住宅模様替え等承認申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	
自宅電話番号	
携帯電話番号	

下記の理由により県営住宅を模様替え（増築・改築・工作物設置）することについて承認を受けたいので、群馬県県営住宅条例施行規則第38条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

なお、これについて群馬県から原状回復の命令があった場合又は住宅を返還する場合には、直ちに無条件で、かつ、自己の費用で原状に復することを誓約します。

記

模様替え（増築・改築・工作物設置）の内容

添付書類 模様替え等の内容を示す書類（住宅の平面図、模様替え部分の構造図等）

別記様式第43号（規格A4）（第38条関係）

県営住宅模様替え等承認書

第 号
年 月 日住所
氏名 様群馬県知事 印
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

あなたが、 年 月 日付で申請した県営住宅の模様替え（増築・改築・工作物設置）については、下記のとおり承認します。

記

1 模様替え（増築・改築・工作物設置）の内容

2 条件

- （1）申請書及び当該申請書に添付した設計図書記載のとおり実施すること。
- （2）群馬県から原状回復の命令があった場合又は住宅を返還する場合には、直ちに無条件で、かつ、自己の費用で原状に復すること。
- （3）群馬県県営住宅管理条例及び群馬県県営住宅管理条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守ること。

別記様式第44号(規格A4)(第39条関係)

県営住宅返還届

年 月 日

群馬県知事
(市町村長又は群馬県住宅供給公の社理事長) あて

入居者氏名		印
届出人	住所	
	氏名	印
	自宅電話番号	
	携帯電話番号	
入居者との関係		

入居者は、下記のとおり県営住宅を退去しますので、群馬県県営住宅管理条例の規定により住宅を返還します。住宅のかぎは、すべて速やかに返却します。

なお、未納の家賃及び私の責めに帰すべき事由による賠償金があるときは、敷金をもってこれらに充当しても異議ありません。

記

入居者氏名		
返還住宅		県営住宅 棟 号
退去年月日		年 月 日
転居先住所		
連絡先	転居先電話	
	携帯電話	
	勤務先電話	

敷金の振込口座(入居名義人の口座)

フリガナ 口座名義										
金融機関名	銀行 金庫 組合 支店									
	1 普通	口座番号								
	2 当座									

別記様式第45号（規格はがき二つ折）（第40条関係）

収入超過者認定通知書兼家賃決定通知書

（内訳）

様

群馬県知事

印

あなたの世帯の収入を群馬
県営住宅管理条例第20条第1項の規定によ
り、次のとおり認定しました。

あなたの収入額は、同条例第35条第1項の規
定する収入基準を超えることを認定したので通知
します。

なお、あなたは、同条例第36条の規定によ
り、県営住宅を明け渡すよう努めなければなりま
せん。

所得額合計	控除額合計	認定収入月額
a	b	$(a-b) \times 1/12$
円	円	円

認定収入月額	円
認定基準月額	円

決定家賃月額	左の額の適用開始年月
円	年 月

入居者氏名		所得金額
控除の種類	人員	控除額
同居・扶養親族		
特定扶養		
老人扶養		
障害	特別（特障）	
	その他（身障）	
寡婦（夫）		
控除額合計		

備考

- 収入超過者の認定基準は、次のとおりです。
 - 引き続き3年以上県営住宅に入居していること。
 - 認定された収入の額が公営住宅法施行令で定める収入基準額を超えていること。
- あなたは、この収入認定通知に対して通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に意見を述べる
ことができます。同居者等が異動し、入居者又は同居者の退職、転職、廃業等により所得が変動したときは、
その収入の額の認定を求めることができます。

別記様式第46号(規格A4)(第41条関係)

高額所得者認定通知書兼家賃決定通知書

第 号
年 月 日住所
氏名

様

群馬県知事

印

あなたの世帯の収入の額を群馬県営住宅管理条例第20条第1項の規定により下記のとおり認定しました。

あなたの収入額は、同条例第35条第2項の規定により最近2年間引き続き高額の収入があると認定したので通知します。

なお、あなたは、同条例第38条の規定により、知事から県営住宅の明渡しの請求を受け、同条第2項の規定により明渡しの期限が到来したときは、速やかに県営住宅を明け渡さなければなりません。

記

認定収入額	月額	円	決定家賃月額	
高額所得者としての認定収入額(前年度)	月額	円	上の額の適用開始月	
高額所得者としての認定収入月額(今年度)	月額	円		

所得金額合計A(円)	控除額合計B(円)	認定収入月額(A-B)÷12(円)		
入居者氏名	所得金額(円)	控除の種類	人員	控除額(円)
		内 訳	同居・扶養親族	
			老人扶養親族	
			特定扶養親族	
			障 特別(特障)	
			害 その他(身障)	
			寡婦(夫)	
所得金額合計(円)		控除額合計(円)		

備考

- 高額所得者の認定基準は、次のとおりです。
 - 引き続き5年以上県営住宅に入居していること。
 - 認定された収入額(高額所得者としての認定収入額)が最近2年間引き続き公営住宅法施行令第9条で定める金額(前年度 円、今年度 円)を超えていること。
- あなたは、この収入認定通知に対して通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に意見を述べることができます。同居者等が異動し、入居者又は同居者の退職、転職、廃業等により所得が変動したときは、その収入の額の認定を求めることができます。

別記様式第47号(規格A4)(第42条関係)

高額所得者県営住宅明渡請求書

第 号
年 月 日住所
氏名 様群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

あなたは、 年 月 日付けで高額所得者認定通知書兼家賃決定通知をしたとおり、群馬県県営住宅管理条例第35条に規定する高額所得者です。

同条例第38条の規定により、県営住宅の明渡しを請求します。下記の期限までに県営住宅を明け渡してください。

記

住宅明渡期限	年 月 日
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号

別記様式第48号(規格A4)(第43条関係)

県営住宅明渡期限延長申出書

年 月 日

群馬県知事

あて

(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	
自宅電話番号	
携帯電話番号	

群馬県県営住宅管理条例施行規則第43条の規定に基づき、下記の理由により明渡期限の延長を申し出ます。

記

県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
明渡請求において定められた 明渡期限	年 月 日
延長を希望する期限	年 月 日
延長を希望する理由	

添付書類 延長を希望する理由を証明する書類(疾病診断書、り災証明書及び退職辞令の写し等)

別記様式第49号（規格A4）（第43条関係）

県営住宅明渡期限延長通知書

第 号
年 月 日住所
氏名 様群馬県知事 印
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

下記のとおり県営住宅の明渡期限を延長します。

記

県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
当初の明渡期限	年 月 日
延長後の明渡期限	年 月 日
延長の条件	（1） 群馬県県営住宅管理条例及び群馬県県営住宅管理条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守ること。 （2） 明渡し期限が到来したときは、速やかに県営住宅を明け渡すこと。

別記様式第50号（規格A4）（第44条関係）

県営住宅建替事業に伴う県営住宅明渡請求書

第 号
年 月 日住所
氏名 様群馬県知事 印
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

あなたが入居している県営住宅は、建替事業施行のため除却することになりましたので、次の期日が到来したときは、速やかに当該県営住宅を明け渡してください。

明渡し期日 年 月 日

備考 あなたが他の県営住宅又はこの建替事業により新たに建設される県営住宅に入居を希望されるときは、入居の申込みをしてください。

別記様式第51号（規格A4）（第45条関係）

県営住宅処分に伴う県営住宅明渡請求書

第 号
年 月 日住所
氏名 様群馬県知事 印
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

あなたが入居している県営住宅は、用途を廃止し当該県営住宅を除却することにしましたので、次の期日が到来したときは、速やかに当該県営住宅を明け渡してください。

明渡し期日 年 月 日

備考 明渡し後に、他の県営住宅への入居を希望する場合は、住宅変更申請書と県営住宅入居申込書とを知事（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）に提出してください。

別記様式第52号（規格A4）（第46条関係）

住宅に困窮しない入居者に対する県営住宅明渡請求書

第 号
年 月 日住所
氏名

様

群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

あなたは、群馬県県営住宅管理条例第46条の規定により、居住の用に供することが可能な住宅の使用に係る
権原を有していることを認定しましたので、下記の期日までに、下記の県営住宅を明け渡してください。

記

県営住宅明渡期日	年 月 日
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号

別記様式第十五号中「(無)」を「(無)」に改め、同様式
を別記様式第三十五号とし、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第36号(規格A4)(第31条関係)

県営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)通知書

第 号
年 月 日住所
氏名 様

群馬県知事 印

あなたから申請のありました家賃(敷金)の減免(徴収猶予)申請については、群馬県県営住宅管理条例第21条の規定により、下記のとおり減額(徴収猶予)します。

記

1 県営住宅の名称、棟及び室番号

県営住宅	棟	号
------	---	---

2 家賃の減額

家賃月額(A)	入居者負担額(B)	家賃の月額(A-B)
円	円	円

3 減額後の家賃額

円

4 家賃の減額期間

年 月 日から	年 月 日まで
---------	---------

5 家賃(敷金)猶予

年 月 日まで

別記様式第37号（規格A4）（第31条関係）

県営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）不承認決定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

群馬県知事 印

あなたから申請のありました家賃（敷金）減免（徴収猶予）については、下記の理由により不承認とします。
記

（理由）

世帯の収入月額が減免基準を超えているため

（あなたの世帯の収入月額 円 > 減免基準額 円）

別記様式第十四号を記す。
別記様式第十三号中「(第 1 1 条、第 1 5 条、第 1 8 条関係)」や「(第 3 0 条関係)」は、
「異動届兼収入認定更正申請書

異動届兼収入認定更正申請書

群馬県知事 あて

提出年月日	年 月 日
住所	
住宅名	県営住宅 第 号
入居者氏名	印
電話番号	

を

「 収入再認定請求書兼異動届

年 月 日

群馬県知事 あて

に

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	印
電話番号 (自宅)	

「第 1 5 条第 3 項」を「第 2 0 条第 5 項」とし、同様式を別記様式第三十三号とし、
同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第34号（規格A4）（第30条関係）

収入認定通知兼家賃額通知書（再認定）

第 号
年 月 日住所
氏名

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで求めのありました変動後の収入の額の認定について、群馬県営住宅管理条例第20条第6項の規定による同条第1項の規定及び群馬県営住宅管理条例施行規則第30条第3項の規定により、下記のとおり認定します。

記

所得額合計A（円）	控除金額合計（円）	収入月額（A－B）÷12（円）		
入居者氏名	所得金額（円）	控除の種類	人員	控除金額（円）
		内	同居・扶養親族	
			老人扶養親族	
			特定扶養親族	
			障害者	
			特別障害者	
			寡婦（夫）	
		訳		
所得金額合計（円）		控除金合計（円）		

家賃月額（円）	左の額の適用開始月
収入基準額超過該当の有無（ ）	高額所得該当の有無（ ）

別記様式第十二号中「（第11条、第18条関係）」や「（第30条関係）」に、「第15条第2項」を「第20条第1項」に、「第14条第1項ただし書」を「第18条第1項ただし書」に改め、同様式を別記様式第三十二号と改める。
別記様式第十一号中「（第11条関係）」を「（第29条関係）」に、「第15条第1項」を「第19条」に改め、同様式を別記様式第三十一号とし、同様式の前に次の二十様式を加える。

別記様式第11号(規格A4)(第13条関係)

県営住宅入居可能日通知書(期限付)

第 号
年 月 日住所
氏名 様群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)群馬県県営住宅管理条例第12条第3項の規定により、下記のとおり県営住宅の入居可能日を通知します。
記

所在地	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居可能日	年 月 日
入居承認の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 入居可能日から15日以内に入居を開始してください。
- 2 入居承認の有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡していただきます。

別記様式第12号(規格A4)(第14条関係)

県営住宅入居完了届

年 月 日

群馬県知事
あて
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

入居者住所

氏名 印

群馬県県営住宅管理条例第12条第6項の規定により、下記の県営住宅に入居を開始したので、届け出ます。
記

県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅	棟	号
入居開始日	年	月	日

添付書類 世帯全員の住民票の写し

別記様式第13号（規格A4）（第17条関係）

県営住宅の期限付入居承認に関する説明書

入居予定者
住所
氏名

様

第 号
年 月 日群馬県知事 印
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

下記の県営住宅について、群馬県県営住宅管理条例第13条第1項の規定により有効期間を付して入居を承認するに当たり、群馬県県営住宅管理条例施行規則第18条第1項の規定によりあらかじめ次のとおり説明します。

下記の県営住宅の入居承認は、その有効期間の延長がなく、かつ、期間の満了によりその承認の効力が失われますので、必ず有効期間が満了する日までに下記の県営住宅を明け渡さなければなりません。

記

県営住宅所在地	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第14号（規格A4）（第17条関係）

県営住宅の期限付入居承認に関する承知書

年 月 日

群馬県知事 あて
(市長村の長又は群馬県住宅供給公社理事長)

入居予定者住所

氏名 _____ 印 _____

生年月日 年 月 日生

群馬県営住宅管理条例施行規則第１７条第１項の規定により、期限付入居承認に関する説明書の交付を受け、次の説明事項について承知しました。

說明事項

- 1 下記の県営住宅の有効期間を付した入居承認は、その更新がなく、かつ、有効期間の満了によりその承認の効力が失われること。
- 2 有効期間が満了する日までに、下記の県営住宅を明け渡さなければならないこと。

記

県営住宅所在地						
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅			棟	号	
入居期間	年	月	日から	年	月	日まで

別記様式第15号（規格A4）（第18条関係）

県営住宅有効期間満了通知

第 号
年 月 日住所
氏名 様群馬県知事 印
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

群馬県県営住宅管理条例施行規則第18条の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日付け 第 号で有効期間を付して入居を承認した下記の県営住宅については、有効期間の満了によりその承認の効力が失われますので、有効期間が満了するときまでに下記の県営住宅を明け渡してください。

記

県営住宅所在地	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第16号(規格A4)(第21条関係)

県営住宅有効期間延長申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	印
自宅電話番号	
携帯電話番号	

年 月 日付け 第 号で通知のあった有効期間の満了については、下記の理由により、有効期間が満了するときまでに県営住宅を明け渡すことが困難です。

ついては、関係書類を添えて県営住宅の有効期間の延長を申請します。

記

理由

添付書類 世帯全員の住民票の写し

別記様式第17号(規格A4)(第21条関係)

県営住宅の有効期間の延長に関する説明書

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

群馬県知事

印

(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

年 月 日付けで申請のありました下記住宅の有効期間の延長について、群馬県県営住宅管理条例施行規則第21条第2項の規定によりあらかじめ次のとおり説明します。

説明事項

- 1 県営住宅の期限付入居承認の有効期間の延長がなされた場合、その有効期間は、現に受けている期限付入居承認の有効期間が満了する日の翌日から、同居して扶養しているすべての者が満18歳に達する日以後の最初の3月末日まで又は10年間までのいずれか短い期間となります。
- 2 延長された有効期間が満了する日までに下記の県営住宅を明け渡さなければなりません。

記

県営住宅所在地	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第18号（規格A4）（第21条関係）

県営住宅の有効期間の延長に関する承知書

年 月 日

群馬県知事

あて

（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

入居者住所

氏名

印

生年月日 年 月 日生

年 月 日付けで申請した県営住宅の期限付入居承認の有効期間の延長について、群馬県県営住宅管理条例施行規則第21条第2項の規定により県営住宅の有効期間の延長に関する説明書の交付を受け、次の説明事項について承知しました。

説明事項

- 1 県営住宅の期限付入居承認の有効期間の延長がなされた場合、その有効期間は、現に受けている期限付入居承認の有効期間が満了する日の翌日から、同居して扶養しているすべての者が満18歳に達する日以後の最初の3月末日まで又は10年間までのいずれか短い期間となること。
- 2 延長された有効期間が満了する日までに下記の県営住宅を明け渡さなければならないこと。

記

県営住宅所在地	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号

別記様式第19号（規格A4）（第21条関係）

県営住宅有効期間延長通知書

第 号
年 月 日住所
氏名

様

群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

年 月 日付けで申請のありました県営住宅の有効期間の延長について、群馬県県営住宅管理条例第13条第1項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 承認前の有効期間

2 承認後の有効期間

3 延長の条件

- (1) 群馬県県営住宅管理条例及び群馬県県営住宅管理条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守ること。
- (2) 2の承認後の有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡すこと。

別記様式第20号(規格A4)(第22条関係)

県営住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	印

下記のとおり連帯保証人を変更することについて承認を受けたいので、群馬県県営住宅管理条例第14条第1項及び群馬県県営住宅管理条例施行規則第22条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

1 変更する理由

2 変更前の連帯保証人

3 変更後の連帯保証人

フリガナ 氏 名		
生年月日		
住所		
自宅電話番号		
入居者との関係		
勤務先名称		
勤務先電話番号		

添付書類 契約書、変更後の連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書並びに入居者の印鑑証明書

別記様式第21号(規格A4)(第22条関係)

県営住宅身元引受人変更承認申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	印

下記のとおり身元引受人を変更することについて承認を受けたいので、群馬県県営住宅管理条例第14条第1項及び群馬県管理条例施行規則第22条第2項の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 変更する理由
- 2 変更前身元引受人氏名
- 3 変更後身元引受人氏名

添付書類 誓約書、新身元引受人の印鑑証明書及び入居者の印鑑証明書

別記様式第22号(規格A4)(第22条関係)

県営住宅連帯保証人・身元引受人異動届

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	印

連帯保証人・身元引受人について、下記のとおり異動があったので、群馬県県営住宅管理条例施行規則第23条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更事由 ① 改姓 ② 住所変更 ③ 連絡先変更

2 変更事由発生日 年 月 日

3 変更内容

連帯保証人 身元引受人	異動前	異動後
フリガナ 氏 名		
住所		
自宅電話		
勤務先名称		
勤務先電話		

添付書類 住民票の写し又は運転免許証の写し

別記様式第23号(規格A4)(第22条関係)

県営住宅連帯保証人・身元引受人変更承認書

第 号
年 月 日住所
氏名

様

群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

年 月 日付けで申請のありました県営住宅の連帯保証人の変更について群馬県県営住宅管理条例第14条第1項の規定により、次のとおり承認します。

県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者名	
変更前連帯保証人	住所
	氏名
変更後連帯保証人	住所
	氏名
変更後連帯保証人	住所
	氏名

別記様式第24号（規格A4）（第23条関係）

県営住宅同居承認申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	印
電話番号（自宅）	
電話番号（携帯電話）	

下記の者と同居することについて承認を受けたいので、群馬県県営住宅管理条例第15条第1項及び群馬県県営住宅管理条例施行規則第23条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

なお、同居承認の上は、群馬県県営住宅管理条例及び群馬県県営住宅管理条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守り、県営住宅を明け渡すときは、同居者も同時に退去させることを誓約します。

また、申請者（同居者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に指定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、群馬県警察本部へ照会がなされることに同意します。

記

同居させようとする者

入居者との続柄	フリガナ氏名	性別	生年月日	現住所	職業勤務先

添付書類 入居者世帯全員の住民票、同居させようとする者の住民票の写し（続柄の記載されたもの）、戸籍謄本及び所得証明書

別記様式第25号（規格A4）（第23条関係）

県営住宅同居承認書

第 号
年 月 日住所
氏名

様

群馬県知事 印
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

年 月 日付けで申請のあった県営住宅の同居については、群馬県県営住宅管理条例第15条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 新たに同居することができる者の氏名

2 入居者との続柄

3 同居承認の条件

- （1）群馬県県営住宅管理条例及び群馬県県営住宅管理条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守り、県営住宅を明け渡すときは、同居者も同時に退去させること。
- （2）入居者（同居者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に指定する暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すこと。

別記様式第26号(規格A4)(第25条関係)

県営住宅入居者地位承継承認申請書

年 月 日

群馬県知事
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長) あて

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名(被承継者)	実印
申請者氏名(承継者)	印
自宅電話番号	
携帯電話番号	

上記県営住宅の入居者の地位を承継したいので、群馬県県営住宅管理条例第16条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

なお、申請者(同居者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

また、承認の上は、申請者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認をのため、群馬県警察本部へ照会がなされることに同意します。

入居者と申請者との続柄	
承継の理由	①死亡 ②婚姻・縁組 ③離婚 ④その他()

承継後の居住世帯員の構成

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	職業・勤務先	所得の種類	年間所得
	申請者 本人				

注 入居者氏名欄には、実印を押印してください(入居者死亡の場合は、実印は、不要です。)

添付書類 申請書の印鑑証明書、申請者の世帯全員の収入を証明する書類、申請者の世帯全員の住民票の写し(続柄の記載されたもの)及び入居者の転出又は死亡の確認を証明する書類

別記様式第27号（規格A4）（第25条関係）

県営住宅地位承継承認申請書（期限付）

年 月 日

群馬県知事
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）
あて

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名（被承継者）	実印
申請者氏名（承継者）	印
自宅電話番号	
携帯電話番号	

県営住宅の入居者の地位を承継したいので、群馬県県営住宅管理条例第16条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

なお、申請者は、当該県営住宅の期限付入居承認の有効期間は、年 月 日までであることを承知しております。

当該申請に対して入居者の地位の承継の承認を受けられた場合には、有効期間の満了する日までに、当該県営住宅を明け渡します。

なお、申請者（同居者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

また、承認の上は、申請者（同居者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認をのため、群馬県警察本部へ照会がなされることに同意します。

入居者と申請者との続柄	
承継の理由	①死亡 ②婚姻・縁組 ③離婚 ④その他（ ）

承継後の居住世帯員の構成

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	職業・勤務先	所得の種類	年間所得
	申請者 本人				

注 入居者氏名欄には実印を押印してください（入居者死亡の場合は、実印は、不要です。）。
添付書類 申請書の印鑑証明書、申請者の世帯全員の収入を証明する書類、申請者の世帯全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの）及び入居者の転出又は死亡の確認を証明する書類

別記様式第28号（規格A4）（第25条関係）

県営住宅入居者地位承継承認書

第 号
年 月 日住所
氏名 様群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

年 月 日付けで申請のありました県営住宅の入居者の地位の承継について、群馬県県営住宅管理
条例第16条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 被承継者氏名

2 承継者氏名

3 地位承継年月日 年 月 日

4 入居の地位の承継を承認する条件

- (1) 群馬県県営住宅管理条例及び群馬県県営住宅管理条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守ること。
- (2) 被承継者に属するすべての義務を同時に承継すること。

別記様式第29号(規格A4)(第25条関係)

県営住宅期限付入居者地位承継承認書

第 号
年 月 日住所
氏名

様

群馬県知事 印
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

年 月 日付けで申請のありました県営住宅の入居者の地位の承継について、群馬県県営住宅管理条例第16条の規定により、下記のとおり承認します。

なお、あなたが入居できる期間は、同条例第13条第1項及び群馬県県営住宅管理条例施行規則第15条の規定により、下記のとおりです。

記

1 被承継者氏名

2 承継者氏名

3 地位承継年月日 年 月 日

4 入居の有効期間 年 月 日まで

5 入居の地位の承継を承認する条件

- (1) 群馬県県営住宅管理条例及び群馬県県営住宅管理条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守ること。
- (2) 被承継者に属するすべての義務を同時に承継すること。
- (3) 入居の有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡すこと。

別記様式第30号(規格A4)(第28条関係)

住宅変更許可申請書

年 月 日

群馬県知事 あて
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

県営住宅の変更の許可を受けたいので、群馬県県営住宅管理条例第17条及び群馬県県営住宅管理条例施行規則第28条の規定により、関係書類を添付して申請します。

申 込 者	フリガナ					男
	氏 名					女
	現在入居 している 県営住宅	所 在 地				
		名 称	県営住宅 棟 号室			
		電話番号				
	勤 務 先	所 在 地				
		名 称				
電話番号						
現 に 同 居 し て い る 者	続柄	氏 名	生年月日	職 業	*年間収入額	
	本人					
入居を希望する 県営住宅	名 称	希望する間取り、階数等				
	県営住宅					
住宅変更を希望する理由(該当するものを○で囲むこと。)	1 車いす使用者()が退去したため 2 その他の理由					

添付書類 世帯全員の住民票(続柄を省略していないもの)の写し及び退去者の住民票の除票の写し

21 附 則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
この規則の施行の際現に改正前の群馬県営住宅管理条例施行規則の規定によりなされている手続その他の行為は、改正後の群馬県営住宅管理条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
電話 027-223-1111
